

# 外商投資国際海運業管理規定

中華人民共和国交通部 中華人民共和国商務部令 2004 年第 1 号

ここに「外商投資国際海運業管理規定」を公布し、2004 年 6 月 1 日から施行する。

交通部部長 張 春賢

商務部部長 薄 熙来

2004 年 2 月 25 日

第 1 条 外国企業が中国国内で外商投資企業を設立し、国際海上運輸業務及び国際海上運輸に  
関係する補助的経營業務に従事することについての管理を規範化し、中外投資者の合法的權益  
を保護するため、「中華人民共和国国際海運条例」（以下「海運条例」を略称する）及び中華  
人民共和国の外商投資に関する法律・行政法規に基づき、本規定を制定する。

第 2 条 外国企業が中国国内において国際海上運輸業務及び国際海上運輸に  
関係する補助的経營業務（以下、国際海運業を略称する）に投資し経営するにあたっては、本規定を適用する。

第 3 条 中華人民共和国交通部と商務部及び其の授權部門は、外国企業が中華人民共和国国内  
において国際海運業を営む外商投資企業に投資し設立する際の審査認可と管理業務を担当する。

第 4 条 交通部と商務部の認可を受けて、外国企業が次の形態で国際海運業に投資し経営する  
ことを認める。

（1）中外合弁、中外合作企業を設立し、国際船舶運輸、国際船舶代理、国際船舶管理、国際海  
運荷役、国際海運コンテナステーション及びコンテナヤード業務を営む。

（2）中外合弁、中外合作、外商独資企業を設立し、国際海運貨物倉庫保管業務を営む。

（3）中外合弁、中外合作、外商独資企業を設立し、投資者が所有または経営する船舶のために  
日常業務サービスを提供する。

第 5 条 外商投資国際船舶運輸企業の設立は、次の条件に合致しなければならない。

（1）国際海上運輸業務の経営に適合した船舶を有する場合、そのなかに必ず中国籍船舶が含ま  
れること。

（2）運行營業し始める船舶が、国が定める海上交通安全技術標準に符合すること。

（3）貨物引替書、乗船切符または複合一貫輸送貨物引替書があること。

（4）交通部が定められた従業資格を有する高級レベル業務管理者を置くこと。

（5）中外合弁または中外合作企業の形態で設立し、外商企業の出資比率が 49% を超えてはな  
らない。

（6）企業の董事長と総經理は、投資各当事者の協議により中国側が指定する。

（7）法律・行政法規で定めるその他の条件。

第6条 外商投資企業を設立し国際船舶運輸業務を営むときは、まず「海運条例」及び「中華人民共和国海運条例実施細則」（以下「海運条例実施細則」を略称する）の定めに基づき交通部に申請を提出し、交通部の許可を得た後、申請者は国の外商投資の法律・行政法規の定めに基づき、交通部の許可書類を根拠として本規定第15条で定める書類を商務部に提出し、商務部で外商投資企業の設立審査認可手続をおこない、「外商投資企業批准証書」を取得しなければならない。

申請者は、交通部の許可書類と商務部が発行した「外商投資企業批准証書」等の関係書類を添えて、法により工商行政管理機関で工商登記をおこない、営業許可証書を取得しなければならない。

外商投資国際船舶運輸企業が法により設立された後、申請者は工商行政管理機関が発行した営業許可証書を添えて交通部に「国際船舶運輸経営許可証書」の受領申請をしなければならず、許可証書取得後でなければ国際船舶運輸経営活動に従事してはならない。

第7条 外商投資国際船舶代理企業の設立は、次の条件に合致しなければならない。

(1) 高級レベルの業務管理者の内に少なくとも2名が、3年以上の国際海上運輸経営活動に従事した経歴を有すること。高級レベルの業務管理者とは、中級または中級以上の職稱を有し、国際海運企業または国際海運補助企業で部門マネージャー以上の職務を務めたことがある中国公民を指す。

(2) 港湾及び税関等の部門との間で電子データ交換をする能力を有することを含め、固定された営業場所と必要な営業施設を有すること。

(3) 中外合弁または中外合作企業の形態で設立し、外国企業の出資比率が49%を超えてはならない。

(4) 法律・行政法規で定めるその他の条件。

第8条 外商投資企業を設立し国際船舶代理業務を営むときは、まず「海運条例」及び「海運条例実施細則」の定めに基づき交通部に申請を提出し、交通部の許可を得た後、申請者は国の外商投資の法律・行政法規の定めに基づき、交通部の許可書類を根拠として本規定第15条で定める書類を商務部に提出し、商務部で外商投資企業の設立審査認可手続をおこない、「外商投資企業批准証書」を取得しなければならない。

申請者は、交通部の許可書類と商務部が発行した「外商投資企業批准証書」等の関係書類を添えて、法により工商行政管理機関で工商登記をおこない、営業許可証書を取得しなければならない。

外商投資国際船舶代理企業が法により設立された後、申請者は工商行政管理機関が発行した営業許可証書を添えて交通部に「国際船舶代理経営資格登記証書」の受領申請をしなければならず、資格登記証書の取得後でなければ国際船舶代理経営活動に従事してはならない。

第9条 外商投資国際船舶管理企業の設立は、次の条件を満たさなければならない。

(1) 高級レベルの業務管理者の内に少なくとも2名が、3年以上国際海上運輸経営活動に従事した経歴を有すること。

(2) 管理する船舶の種類と航行区域に適合する船長、機関長の適任証書を保有する人員を置くこと。

(3) 国際船舶管理業務に適合する設備、施設を有すること。

第 10 条 外商投資企業を設立し国際船舶管理業務を営むときは、まず「海運条例」及び「海運条例実施細則」の定めに基づき交通部に申請を提出し、交通部の許可を得た後、申請者は交通部の許可書類を根拠として本規定第 15 条に定める資料を提出し、国の外商投資に関する法律・行政法規の定めに基づき企業所在地の省級人民政府商務主管部門で「外商投資企業批准証書」の手続を行わなければならない。

外商投資国際船舶管理企業が法により設立された後、申請者は工商行政管理機関が発行した営業許可証書を添えて企業所在地の省級人民政府交通主管部門に「国際海運補助業経営資格登記証書」の受領申請をしなければならず、登記証書取得後でなければ国際船舶管理経営活動に従事してはならない。

第 11 条 外商投資企業を設立し国際海運コンテナステーションとコンテナヤード業務、国際海運貨物倉庫保管業務を営むときは、「海運条例」及び「海運条例実施細則」の定めに基づき交通部に申請を提出し、交通部の許可を得た後、申請者は交通部の許可書類を根拠として本規定第 15 条で定める資料を提出し、国の外商投資に関する法律・行政法規の定めに基づき企業所在地の省級人民政府商務主管部門で「外商投資企業批准証書」の手続をおこなわなければならない。

外商投資国際海運コンテナステーションとコンテナヤード企業、国際海運貨物倉庫保管企業が法により設立された後、申請者は工商行政管理機関が発行した営業許可証書を添えて企業所在地の省級人民政府交通主管部門に「国際海運補助業経営資格登記証」の受領申請をしなければならず、登記証書取得後でなければ関係業務に従事してはならない。

外商投資により国際海運荷役企業を設立するときは、国の関係規定によって行なう。

第 12 条 既に設立した外商投資企業が国際海運または国際海運の補助的業務の追加を申請する際、本規定の関係する外商投資国際海運企業設立の規定に基づき相応な手続をしなければならない。

既に設立した外商投資国際海運企業が支店機構を設立するときは、外商投資に関する法律・行政法規及び「海運条例」と「海運条例実施細則」の定めに従い、交通部及び商務部または其の授権部門で相応な手続をしなければならない。

既に設立した外商投資国際海運企業の共同経営契約、会社定款の中の出資、持分構成、経営範囲等の重要な内容につき変更するときは、外商投資に関する法律・行政法規の定めに従い、商務部または其の授権部門で関係手続を行わなければならない。

「海運条例実施細則」第 21 条で定める事項を変更するときは、交通部に届出なければならない。

第 13 条 外国水上運輸会社は、中外合弁・中外合作・全額外資企業を設立し、投資者が所有または経営する船舶のために貨物引受け、船荷証券発行代行、運賃決済代行、サービス契約締結代行等の日常業務サービスを提供することができ、その設立申請手続は交通部と商務部が共同公布する全額外資船会社の審査認可管理に関する規定に従って行なう。

第 14 条 中国国内の外商投資企業が非船舶引き受ける業務を営むときは、「海運条例」及び「海運条例実施細則」の定めに従い、交通部に「非船舶引き受ける業務経営資格登記証」の登記取

得を申請し、外商投資に関する法律・行政法規の定めに従って商務部で審査認可手続を行わなければならない。

第 15 条 申請者が交通部に申請を提出するときは、「海運条例」及び「海運条例実施細則」で定める資料を提出しなければならない。

商務部または其の授權部門に申請を提出するときは、審査認可機関に下記の資料を提出しなければならない。

- (1) 申請書。
- (2) フィージビリティ・スタディー (F・S)。
- (3) 共同経営契約と共同経営会社定款 (独資企業は定款のみ提出)。
- (4) 投資者の登録登記証明書類及び資産信用証明書類。
- (5) 設立予定企業の董事長と総經理の身分証明。
- (6) 法律・行政法規で要求されるその他の書類。

第 16 条 中国香港特別行政区、マカオ特別行政区と台湾地区の投資者が中国の他の省・自治区・直轄市に投資して国際海運及び其の国際海運補助企業を設立するときは、本規定を参照する。

第 17 条 國務院が承認した「本土と香港の經濟貿易緊密化協定」、「本土とマカオの經濟貿易緊密化協定」及び同付属文書の関係規定に基づき、2004 年 1 月 1 日から、香港とマカオのサービス提供者が本土で全額外資企業を設立し国際船舶管理、国際海運貨物倉庫保管、国際海運コンテナステーションとコンテナヤード、非船舶運航業務を営むことを認める。また香港とマカオのサービス提供者が本土で独資船会社を設立し、その所有または經營する船舶のために貨物引受け、船荷証券発行、運賃決済、サービス契約締結等の日常業務サービスを提供することを認める。

第 18 条 本規定は交通部及び商務部が解釈を担当する。

第 19 条 本規定は 2004 年 6 月 1 日から施行する。